

合同会社 C と H

監査方針

【規程の改廃】

制定・施行

2024年6月1日

【本規程の所管部門、担当者】

代表社員、業務執行社員

第1条（目的）

この文書は、合同会社 C と H（以下「当法人」という。）における、監査に関する基本的な事項を定めたものであり、法令及び定款に定めるもののほかはこの文書による。

第2条（基本理念）

当法人が登用した外部人員（以下「監査人員」という。）は、社員との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第3条（社員の職務執行の監査）

監査人員は、社員の職務の執行を監査する。

第4条（業務、財産の監査）

監査人員は、その職務の遂行のため、いつでも、社員及び関係部署に対して事業の報告を求め、又は当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査することができる。

第5条（体制の整備）

社員及び職員は、監査人員による法令、定款及びこの文書に定める業務の遂行に協力するものとする。

2. 社員又は社員総会は、監査人員の職務のために必要な体制の整備に留意する。
3. この法人は、監査人員が適切にこの方針に記載の権限を行使できるように、その権限を明記した契約を監査人員と締結するものとする。
4. 監査人員の選任および解任に関する権限を社員総会に帰属させる。

第6条（事業報告及び決算等の監査）

監査人員は、第3条及び第4条の監査の他、各事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類について監査を行う。

第7条（監査方法）

監査人員は、事前に策定された監査計画書に基づいた監査事項について、調査・閲覧・報告の聴取等により監査を行う。

第8条（社員総会等への出席）

監査人員は、社員総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監査人員が前項の会議に出席できなかったときには、代表社員からその審議事項等について、速やかに報告を受けることができる。

第9条（社員に対する報告義務等）

監査人員は社員の職務執行を監査した結果、次の各号に該当する事実があると認めるときは、速やかにその旨を全社員および該当する関係者に報告しなければならない。

- (1) 不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき
- (2) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき
- (3) 著しく不当な事実があるとき

2. 監査人員は、前項の事実について社員が是正等の措置を講じているかの報告を、代表社員から受けることができる。

第10条（社員総会の招集請求）

監査人員は、前条第1項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表社員に社員総会の招集を請求することができる。

第11条（差止請求）

監査人員は、次の各号に該当する項によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該社員に対し、その行為の差止めを請求することができる。

- (1) 社員が当法人の目的の範囲外の行為、利益相反行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をしたとき
- (2) 社員が前号の行為をするおそれがあるとき

第12条（総会に対する報告義務）

監査人員は、総会に提出される議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項又は著しく不当な事項若しくは不正の行為があると認めるときは、その調査結果とその扱いを総会に報告しなければならない。

第13条（総会における説明義務）

監査人員は、総会において社員から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

第14条（監査報告）

監査人員は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類の監査を行ったときは、監査報告を作成する。監査人員の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する

2. 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監査人員全員が記名押印をするものとする。
3. 監査人員は前2項の規定により作成した監査報告を、社員に提出する。
4. 監査報告は、作成後5年間保存し、必要に応じて社員が閲覧できるよう管理するものとする。

第15条（細 則）

この文書に定めるもののほか、この方針の実施に必要な事項は、社員総会の決議により別に定めることができる。

第16条（改 廃）

この方針の改廃は、社員総会の決議による。

附則

この規定は、令和6年6月1日から実施する。